

『十六夜日記』 鎌倉滞在の記について

—— 大宮院権中納言と和徳門院新中納言をめぐって ——

安田 徳子

(一)

『十六夜日記』は、鎌倉旅立ちまでの経緯を記す序に当る部分と、鎌倉までの旅の記、そして鎌倉滞在を記した部分から成っている。さらに、流布本では末尾に長歌が添付されている。それぞれの部分がかかり形態を異にしていることもあって、日記の成立、性格についてはさまざまに論じられてきた。滞在の記中に「下りし程の・日記を此人くの許へつかはしたりし」と記されていることから、旅の記までは鎌倉到着後間もなく、京の子息為相・為守に送られたことが知られる。ここまですべてを日記の原形と見る考え方が、猶、長歌までを四部構成として纏めたものを日記の本来の形態と見る考え方が有力であった。しかし、九条家本・松平文庫本の如く、長歌を持たない伝本を善本と見る立場から、長歌を後の付加と見る考え方もある。私は、今これについて、論ずる力を持たないが、滞在の

記の最初の贈答が「宇津の山にて行きあひたりし山伏の便りにことづけ申たりし人の御許より」の便りで、旅の記の記述を受けたものであること、さらに「十六夜の月」を素材としたものであること、また、滞在の記の末尾も秋の月を素材とした贈答であることからして、少なくとも滞在の記までは『十六夜日記』として纏まった作品と考える。

ところで、この日記の享受史を振り返ると、序と旅の記は、所領伝領の訴訟に関わって老尼が鎌倉まで旅するという特異な状況を描いたものとして注目されてきたが、鎌倉滞在の記は、京の縁者と交わした贈答を集めたに過ぎないとして、あまり論じられてこなかった。早く、風巻景次郎氏が我が子為相らの贈答歌の手本とすべく記したものと説かれたが、築瀬一雄氏は京の娘（紀内侍）に鎌倉の報告を兼ねて送ったものとされる。一方、森田兼吉氏は詳細な人物説

明があることから、この部分は都の人々ではなく、関東の人々を想定したものだとされる。⁷森本元子氏は、講談社学術文庫において、この部分にこそ「もっともさわやかに、しかも文才ゆたかに」作者の心情が示されていると指摘し、「望郷の章」と名付け、歌道に生きた阿仏の都の家への思い、子供たちへの思いを読みとっておられる。⁸また、今関敏子氏は、歌人の母という立場からの記述であるとして、①都への回帰性・②和歌の家を守る母としての姿勢・③和歌の手本の三点を読み取っておられる。⁹他に三角洋一氏の論考¹⁰などもあるが、この部分については、まだ読み解くべき余地が多く残されているように思うので、少々私見を述べたい。

(一)

さて、『十六夜日記』の鎌倉滞在の部分は、

東にて住む所は、月影の谷とぞいふなる。浦近き山もとにて、
風いと荒し。山寺の傍なれば、のどかにすぐくて、浪の音松風
絶えず。都の音信は、いつしかとおぼつかなき程にしも、：

とあり、作者は鎌倉到着後、山が海岸まで迫った狭い空間に住び住居を定め、ひたすら都よりの便りのみを待つ作者の寂しい姿が描き出されて、始まる。まもなく、未だ作者が旅の途上の頃に出されたであろう手紙が届く。この贈答に始まり、次の年の秋まで約一年弱

の間に交わされた都人との贈答のみで綴られている。

この贈答を整理して示すと、

- ① やむごとなき所 ↓ 作者 ↓ やむごとなき所
 - ② 大宮院権中納言（為教女） ↓ 作者 ↓ 大宮院権中納言（為教女）
 - ③ 為兼 ↓ 作者 ↓ 為兼
 - ④ 作者 ↓ 式乾門院御匣（通光女） ↓ 作者 ↓ 式乾門院御匣（通光女）
 - ⑤ 作者 ↓ 姉君（中の院中将△三位入道▽上） ↓ 作者
 - ⑥ 作者 ↓ 妹君（安嘉門院美乃） ↓ 作者
 - ⑦ 作者 ↓ やむごとなき所 ↓ 作者
 - ⑧ 作者 ↓ 大宮院権中納言（為教女） ↓ 作者
 - ⑨ 作者 ↓ 大宮院権中納言（為教女） ↓ 作者
 - ⑩ 作者 ↓ 大宮院権中納言（為教女） ↓ 作者
 - ⑪ 和徳門院新中納言（定家女） ↓ 作者 ↓ 和徳門院新中納言（定家女） ↓ 作者
 - ⑫ 為相 ↓ 作者 ↓ 為相
 - ⑬ 為守 ↓ 作者 ↓ 為守
 - ⑭ 大宮院権中納言（為教女） ↓ 作者 ↓ 大宮院権中納言（為教女）
- という一四の贈答である。まず、前述した如く、宇津の山中で山伏に託した便りの返事に接する。「やむごとなき所」と記された相手

は、森本元子氏^⑪や岩佐美代子氏^⑫の御指摘の如く、「院の姫宮」を産んだ娘であろう。この娘について、序の部分に、

女子はあまたにもなし。たゞ一人にて、この近き程の女院にさぶらひ給ふ。院の姫宮一所生れ給ひしばかりにて、心づかひも

まことしきさまに・大人・しくおはすれば、

とあり、阿仏の住居近くに住居する女院に祇候していた。阿仏の京の住居は、『源承和歌口伝』に「文永八年…にはかに持明院の北林にうつりて、嵯峨之旧屋に和歌文書以下はこびわたす」とあり、後年阿仏は「北林禅尼」と呼ばれているから、持明院北林にあったらしい。とすれば、「近き女院」はその頃持明院殿あるいはその近くの御殿に住居した方ということになる。また、「院の姫宮一所生れ給ひし」とあるので、院に近侍したことが知られる。ここから、谷山氏は、「院」を持明院殿を仙洞とした後深草院とし、「女院」はその后東二条院とされ、近年これが通説となってきたが、岩佐氏は持明院を御所としたのは後堀川院皇女室町院だから「女院」はこの人だとされる。ともあれ、①には、

ゆくりなくあくがれ出し十六夜の月や後れぬかたみなるべき

都を出し事は神無月十六日なりしかば、いざよふ月を思し召し忘れざりけるにやと、いとやさしくあはれにて、たゞこの返事

ばかりをぞ又聞ゆる。

めぐりあふ末をぞ頼むゆくりなく空にうかれし十六夜の月という贈答が含まれ、序に「いさよふ月」に彷徨い出たと記された作者の旅立ちを想起させる。

年が明けて、新年早々の贈答である⑦もこの娘とのものである。

程なく年暮れて春にも成にけり。霞込めたる眺めの・いとゞしさ、谷の戸は隣なれど驚の初音だにもをとづれ来ず。思ひ慣れにし春の空は忍びがたく、昔恋しき程に：

とあって贈答歌が交わされるが、これも「いさよふ月」を念頭において、臘月を素材としたものであった。さらに、末尾の⑭の贈答も、

権中納言の君、・細やかに文書きて、

下り給ひ・し後は、歌詠む友もなく、秋に成てはいとゞ思ひ出で聞ゆるまゝにひとり月をのみながめ明して。

など書きて、

とあって、大宮院権中納言のものではあるが、秋の月を素材としたものであった。この他、⑧の連作の贈答歌の中にも「春の月」の贈答が含まれている。滞在の記においては、「月」が冒頭と末尾をはじめ、繰り返し採り上げられている。月は、遠く離れた地にあっても、あるいは遠く時を隔てても、変らぬことから、相互の思いを誘うものとして古くから歌われてきた。そうした「月」の持つイメージ

ジが、都と鎌倉、あるいは昔の都での生活を結び付け、都人との贈答歌に詠まれ、鎌倉での日々の孤独や不安を癒していたのであろうが、それ以上に、都を出発した時の「いさよふ月」のイメージが、遠隔の地鎌倉に彷徨う不安、都への望郷の思いを象徴するものと位置付けられているからである。作者が鎌倉で住居したのが「月影の谷」というのも、いかなる縁でここに住居したかわからないが、暗示的である。

「月」は、鎌倉滞在の部分ばかりでなく、旅の部分においても繰り返し採り上げられている。例えば、

廿二日の暁、夜深き有明の影に出でて行く。いつよりも物・悲し。

住みわびて月の都を出でしかど憂き身離れぬ有明の影

とぞ思ひ続ける。供なる人「有明の月さへ笠着たり」と言ふを聞きて、

旅人の同じ道にや出つらむ笠うち着たる有明の月

とある。また、二十四日暁、小夜の中山では、

雲かゝるさやの中山越えぬとは都に告げよ有明の月

また、二十九日、酒匂でも、

浦路行く心細さを浪間より出でて知らする有明の月

と詠まれている。作者の旅は、十六日から二十九日であるから、月

は有明だが、いずれの場合も望郷の思い、旅の不安が「月」を媒介として表現されている。この他、二十六日の部分でも、興津の浜を行く時、定家の新古今集驛旅巻所収の詠「こととへよ思ひおきつの浜千鳥なくくいでしあとの月かげ」を引きつつ、背後に思いを残しながら先へ旅する作者の姿が綴られている。

このように、この日記は、冒頭の「いさよふ月」から喚起された「月」のイメージによって、旅の部分も鎌倉滞在の部分も、遠く東国まで旅した都人の思いを表現した一つの作品として成り立っていると見えよう。「十六夜日記」という名称がいつ付されたものかわからないが、この作品をよく象徴する題号ではある。

(三)

鎌倉滞在部分に目を戻すと、①に続く②③の贈答は、大宮院権中納言及びその弟為兼とのものである。

前右兵衛督為教の御女、歌詠む人にて、勅撰にもたびく入給へり。大宮院権中納言と聞ゆる人、歌の事故朝夕申馴れしか

ばにや、道の程のおぼつかなさなど音信れ給へる文に、

はるくと思ひこそやれ旅衣涙時雨る程やいかにと

返しに、

思ひやれ露も時雨も一つにて山路分来し袖の雲を

此・せうとの・為兼(中世)の君も、同じさまにおぼつかなさなど書き
て、

故郷は時雨にたちし旅衣雪にやいとゞさえまさるらん
返し、

旅衣浦風さえて神無月時雨るゝ雲に雪ぞ降り添ふ

右の②③の贈答の大宮院権中納言と為兼の詠は、まだ阿仏が旅の
途上にある頃、一緒に送られたものと思われるが、大宮院権中納言
と作者は「歌の事故朝夕申馴れしかば」と記され、京にあった時か
ら非常に親しい間柄であった。この人との贈答は、これをはじめ五
度に亘っており、鎌倉滞在部分の三分の一にも当り、鎌倉に来てか
らも、もっとも親しい相手と位置付けられている。年が改まった春
には「此程手習にしたる歌」として五首の連作(⑧)を送り、弥生
末、わらわ病に罹った時も、この人に不安を訴えている(⑨)。四
月には「去年の春夏の恋しさ」を訴え、時鳥の逸話が語られる。一
方、日記の末尾⑭は、大宮院権中納言からの「下り給ひし後は、歌
詠む友もなくて」と作者の不在を嘆く便りである。

大宮院権中納言は、右の記述にもあるように、為家の息為教(京
極家)の娘、京極為兼の姉で、後に従二位為子と呼ばれ、京極派の
代表的歌人として知られた女性である。大宮院権中納言が誰である
か、近年まで論議もあったが、岩佐氏の詳細な検討によって決着し

た。為子は阿仏の夫為家の孫であり、為家の嵯峨の山荘にもしばし
ば出入りしていたらしい。阿仏は為家と同居していたから、為子と
はここで見知りとなっていた。さらに、為子の父為教は兄為氏とは
不仲で、父子ともに阿仏に接近していたという。こうした事情から
阿仏が大宮院権中納言を親しい文通相手としたことは頷ける。しか
し、この時の大宮院権中納言はおそらく三〇歳を越えたくらいであっ
た。大宮院権中納言(為子)の生年は未詳だが、文永二年(一二六
五)成立の『続古今集』に一首入集、文永三年(一二六六)三月一
二日の『続古今和歌集竟宴』で歌を奉っていることから、注17の岩
佐氏論文では、この時一七歳くらいにはなっていたとして「建長元
年を下限として、それより上数年」と推定しておられる。ただ、こ
の年齢に疑問がないわけではない。というのは、『夫木抄』に、

建長七年顕朝卿家千首歌

大宮院権中納言

音なしの滝のしら玉こゑはせでもゆるほたるの涙にやこる(12352)
の一首が見出される。「建長七年顕朝卿家千首歌」は現存しないの
で、この歌及び大宮院権中納言の出詠は確認できないが、これを信
ずれば、建長七年(一二五五)大宮院権中納言はすでに千首歌人に
選ばれていたのであるから、この時一〇数歳にはなっていたであろ
う。岩佐氏ではないが、この年を一七歳とすれば、寛元二年(一二
四四)の生れということになる。この大宮院権中納言を為子とすれ

ば、父為教は安貞元年（一二二七）閏三月二〇日生れ、寛元二年には一八歳、父親となるのが不可能な年ではなからうが、少々無理な感もする。「建長七年頭朝卿家千首」に大宮院権中納言が確かに出詠していたことが裏付けられぬ限り、『夫木抄』のこの一首は存疑としたい。⁽²²⁾

ともあれ、大宮院権中納言を建長元年生とすれば、弘安二年（一二七九）は三一歳、譬え、寛元二年生としても四一歳。阿仏はおそらく六〇歳弱⁽²³⁾、阿仏にとっては子のような年齢である。その大宮院権中納言を歌を詠み交わす無二の人物として描くのは、多少の誇張があるように思われる。この人は「歌詠む人にて、勅撰にもたびく入給へり」と記されたように、この時すでに、『統古今和歌集』に一首、『統拾遺和歌集』に三首入集、『弘安百首』の歌人にも選ばれていた。村田正志氏が紹介された弘安二年（一二七九）正月一八日付の文書（為教が我が子為子と為兼の『統拾遺和歌集』入集歌を自分の歌を削っても増して欲しいと愁訴した⁽²⁴⁾）に象徴されるように、為氏からは冷遇されていた面もあったが、建治元年（一二七五）頃に行われた御子左一族を中心とした法印覚源勸進日吉社七首歌合に祖父為家や父為教らとともに参加（閑月和歌集による）したのをはじめ、建治二年（一二七六）八月一九日仙洞和歌会（吉統記による）にも出詠、活発に歌人として活動していた。また、前述した如く、

大宮院権中納言は、統古今和歌集竟宴に歌を奉った二人の女房の一人であった。これは、文永三年頃すでに、権中納言が大宮院女房を代表する歌人として認められていた証であろう。樋口芳麻呂氏によれば、文永八年（一二七一）一〇月成った『風葉和歌集』は、大宮院の命で、為家の指導の下、この権中納言を中心に編まれたものだ⁽²⁵⁾という。権中納言は大宮院御所において、重きを成す女房だったと見てよからう。大宮院は西園寺実氏の娘で、後嵯峨院中宮、後深草院・龜山両院の母、後嵯峨院の死後は皇統の後継問題をはじめ、朝廷では大きな発言力を持った女院であった。弘安二年五月為教が没して、御子左家において、嫡流である為氏とその支持者の多い中で、阿仏にとっては、有力女院の有力女房であった大宮院権中納言の存在は、無視できない大きいものではなかったか。その人との贈答は、歌を交わし合うこと以上に、鎌倉の阿仏には力強い支えであったろう。さらに、この贈答を繰り返し日記に書き留めることで、大宮院権中納言との親密さを強調し、自己の立場の有利さを印象付けようとしたのであろう。

(四)

ところで、日記に記された阿仏との贈答の相手は、阿仏の子女と姉妹、為子・為兼姉弟の他は、④の式乾門院御匣と⑩の和徳門院新

中納言のみである。和徳門院新中納言については、

和徳門院新中納言・と聞ゆるは、京極中納言定家の女、深草の前齋宮と聞えしに、父の中納言の参らせをき給へ・るまゝにて、年経給ひにける。此女院は齋宮の御子にし奉り給へりしかば、伝はりて候ひ給なり。⁽²⁵⁾「うき身こがる、藻刈舟」など詠み給へりし民部卿典侍のせうとにてぞおはする。さる人の子にて、あやしき歌詠みて人には聞かれじと、あながちにつゝみ給しかど、遙かなる旅の空・おぼつかなきに、あはれなる事どもを書き続けて、

いかばかり子を思ふ鶴の飛び別れ慣らはぬ旅の空に鳴らんと、文の詞に続けて、歌のやうにもあらず書きなし給へるも、人よりはなをざりならず・覚ゆ。⁽²⁶⁾

とある。定家の娘で、深草の前齋宮（後鳥羽院皇女熙子内親王）に出仕し、後にその養女和徳門院（仲恭天皇皇女義子内親王）に仕えて新中納言と呼ばれた女性であるが、歌の家に生れながら、歌人ではなかった。「民部卿典侍のせうと」とあるが、九条家本では「民部卿典侍のおとうと」とある。石田吉貞氏は、『明月記』建保元年（一一二二）十一月一四日条に「新中納言女」とあるのもこの人のこと⁽²⁶⁾という。そうであるとすれば、この時、未だ「少女」だったことになるが、どうであろうか。ともあれ、石田氏・森本氏・福田氏

などは「せうと」から為家らの異母姉とし、玉井幸助氏や比留間喬介氏などは「おとうと」から民部卿典侍の同母妹とする。

『明月記』にもこの娘に関する確かな記述は見出し難いが、嘉祿元年（一一二五）以降の『明月記』には、深草の前齋宮（大谷齋宮とも）に関する記事が散見し、定家自らも御所を来訪したことをしばしば記している。深草の前齋宮（熙子内親王）は、元久二年（一一〇五）二月一六日誕生、母は「丹波局院女御」⁽²⁷⁾（明月記同年二月一一日条）。誕生と同時に藤原長房夫妻が養育、建保三年（一一二五）三月から承久三年（一一二二）四月まで齋宮を勤めた。熙子内親王の歌は残っていないから、歌人ではなかったようだ。したがって、定家がこの齋宮に出入したのは、歌人としてではない。庇護者長房の父光長の母は藤原俊忠女であるから、俊成の姉妹、定家の叔母に当る。また、光長の兄定長の母は藤原為忠女⁽²⁷⁾で、これは俊成の初妻の姉妹である。このように長房の周辺は定家と深い関わりがあった。こうした関係から、出家した長房（承元四年へ一一二一〇）九月二六日出家）に替って、都に帰った前齋宮を何かと面倒を見ていたのではなからうか。新中納言以外にも、『明月記』によれば、定家の周辺の女性がこの齋宮に仕えている。まず、「今姫」。この人は、大塚実忠氏の論⁽²⁸⁾を踏まえた井上宗雄氏の論考⁽²⁹⁾に詳しいが、俊成息覚弁の娘で、春華門院新右衛門（法華寺中興慈善尼）の妹で

あった。寛喜二年（一二三〇）正月二十八日、前齋宮の出家に従って、今姫も出家しているが、『明月記』には「今姫南京参会其所、同出家云々」とある。また、「今姫参大谷齋宮、明日行南京」（嘉祿元年正月二十九日条）とか、「今姫今日帰参深草齋宮御所（別撰）」（安貞元年三月五日条）などあるから、今姫は奈良と齋宮御所を行き来しながら仕えていたらしい。また、伯三位資宗王の妹、実は俊成落胤（寛喜二年閏正月二二日条に「伯卿妹（敬道）」とある）であった女性は、定家の甥言家の妻であったが離婚後、この齋宮の女房となっていた。ただこの人は、寛喜二年六月武家（義村子）の愛物となつて、越後国へ下つてしまった。さらに、この齋宮には戸部（民部卿）局と呼ばれた尼がおり、この人はしばしば定家邸を訪れ、齋宮御所の様子を報告している。この人も定家周辺の人物かと思われるが、経歴はわからない。勿論、後堀河院民部卿（定家女）とは別人である。新中納言も、定家のこうした齋宮に対する心遣いの一環として、遣わされたのであろう。

出家後の齋宮については、天福元年（一二三三）一月二一日条までは消息が見えるが、没年は分らない。また、齋宮がどのような経緯で義子内親王を養女としたかも明らかではないが、義子は承久の乱で廃帝となった悲劇の帝の子、しかも父の崩御の年（文暦元年〈一二三四〉）に生れているので、齋宮が身の上を哀れんで養女に

したのであろう。母は『女院小伝』には「順徳女房右京太夫」とあり、『本朝皇胤紹運録』には「法印性慶女」とある。正嘉元年（一二五七）一月十九日になって内親王、弘長元年（一二六一）三月八日に院号を受けて和徳門院となつたのである。新中納言は齋宮の出家には従わず、そのままこの義子内親王に仕えた。これも定家の指示であろうか。

ところで、阿仏は『源承口伝』に、
身をすて、後奈良の法花寺にすみけり。後に松尾慶政上人のほとりに侍りけるを、源氏物語か、せんとて法花寺にて見なれたる人のしるべにて、院大納言（藤原）典侍（藤原）もとにきたれり。続後撰奏覽之後事也。

とあるように、若かりし頃、一時法華寺に身を寄せており、そこで見知った者を介して為家の所に来たのであった。細川涼一氏が推測されたように、その者は慈善尼であった可能性は高い。また、慈善尼の妹今姫は、前述の如く、深草の前齋宮に仕えながら、しばしば奈良に出かけている。おそらく法華寺の慈善尼の所であろうから、阿仏と今姫も見知りであった可能性がある。その今姫を介して、新中納言と阿仏は見知りとなつていたか、そうでないまでも、近親感は形成されていたであろう。その縁があつて、新中納言が鎌倉の阿仏まで便りをよこしたのではなからうか。前述の為子・為兼姉弟を

除くと、為氏・為世親子、源承・慶融と二条家の支持者ばかりの中で、御子左家の一族、為家の近親者である新中納言が、日頃の謹みを破ってまで、同情的な便りを送ってきたことは、阿仏にとっては大いに心強く、作品の中にしっかり書き留めるべきことだったのである。

(五)

日記の鎌倉滞在の記は贈答のみから成っており、阿仏が鎌倉に滞在した目的に直接触れた記述はない。しかし、(二)で見た如く、この日記は冒頭からこの部分まで一環した作品として意識が通っていたと思われる。したがって、この滞在の記部分にも「子を思ふ心の闇は猶忍びがたく、道をかへりみる恨はやらん方なく、さても猶東の鏡に映さば、曇らぬ影もや頭はるゝ」という、鎌倉下向の目的が意識されていたはずである。そうした目で、贈答を見る時、子を思う母の思い、遠い東国から都を思う孤独が強く表れていることは言うまでもないが、繰り返される為子との贈答や和徳門院新中納言との贈答は、阿仏がこれらの人々と親密で、その支持を受けていることを証すべく書き留められたものと知られるのである。それによって、阿仏は御子左家における自己の位置を印象付け、その行為の正しさを主張しているのである。³¹⁾

もう一人の贈答の相手(④)、式乾門院御匣については別稿で述べたので、詳細は繰り返さないが、

式乾門院御匣殿と聞こゆるは、久我太政大臣の御女、これも続後撰より打続き、二度三度の集にも家々の打聞にも、歌あまた入り給へる人なれば、御名も隠れなくこそは。今は安嘉門院に、御方とて候ひ給ふ。

とある如く、久我太政大臣通光女で、阿仏とは安嘉門院御所で早くからの見知りであった。阿仏の姉は「中院中将」と呼ばれた人の妻であった。「中院中将」を特定することはできないが、中院は久我の一族であるから、その関係で親しかった可能性もある。一方で、式乾門院御匣殿は、太政大臣息女、女流歌人としても知られた最上臈の女房である。この人との親しげな贈答は、阿仏の歌人としての評価、貴族社会における位置を裏打ちしてくれるものだったのでないか。

鎌倉の阿仏と都の交流は、親しい者との極めて限られたものであった。鎌倉滞在の記に記された贈答の、我が子・姉妹以外の僅かな相手、大宮院権中納言と為兼姉弟も、和徳門院新中納言も式乾門院御匣も、阿仏とは長年の知己であった。しかし、阿仏は、この人々と贈答を日記に記すに当って、改めて相手の出自や経歴あるいは歌歴を詳述し、この人々の御子左家や貴族社会における存在の重さを

確認した。これを通して、自己の御子左家における存在、歌人としての位置を間接的に照しだそうとしたのである。

注1、本文の引用は、福田秀一校注「十六夜日記」（新日本古典文学大系『中世日記紀行集』所収により、岩佐美代子「九条家本十六夜日記（阿仏記）上下」（『鶴見大学紀要』三三及び三四号）の翻刻により九条家本を参照し、ルビの形で示した。

注2、築瀬一雄・武井和人『十六夜日記・夜の鶴 注釈』（和泉書院 一九八六）は、第一部（旅の記まで）と第二部（滞在の記）・第三部（長歌）は別個に成立したもので、一・二部は冷泉家の後人によって纏められたもの、それにさらに三部が付加されたものとする。

注3、石田吉貞『海道記・東関紀行・十六夜日記』（朝日古典全書 一九五一）、森本元子『十六夜日記・夜の鶴全注釈』（講談社学術文庫 一九七九）、武田孝『十六夜日記詳講』（一九八五）などは、阿仏自身の手で四部構成に纏められたとする。

注4、比留間喬介『十六夜日記』（新註国文学叢書 一九五一）、江口正弘「十六夜日記の伝本と成立について」（『国語と国文学』一九七二・七）及び『十六夜日記 校本及び総索引』（笠間書院 一九七二）、岩佐美代子「九条家本十六夜日記（阿仏記）」につい

て（『鶴見大学紀要』一九九二・三）など。

注5、風巻景次郎「阿仏尼の文学」（『国語と国文学』一九二九・一〇）

注6、注2『十六夜日記・夜の鶴 注釈』評論。

注7、森田兼吉「『十六夜日記』論―注釈の方法に触れつつ―」（梅光女学院大学『日本文学研究』一九八四・一一）

注8、注3『十六夜日記・夜の鶴全注釈』解説。

注9、今関敏子『中世女流日記文学論考』（一九八七・三 和泉書院）第四章。

注10、三角洋一「『十六夜日記』の「鎌倉滞在の記」について」（『論集 日記文学』一九九一 笠間書院）

注11、注3『十六夜日記・夜の鶴全注釈』解説。

注12、岩佐美代子「乳母のふみ」考」（『国文鶴見』一九九一・一二）

注13、谷山茂『十六夜日記』（新註日本短編文学叢書 一九四九）、注2『十六夜日記・夜の鶴 注釈』。最近発表された田淵句美子「『うたたね』の虚構性」（お茶の水女子大学『国文』一九九八・七）にも考察がある。

注14、注13『十六夜日記』参照。

注15、注12参照。

注16、「十六夜日記」の題号は後年付されたとする説が有力である

が、注10の三角氏の論考には、①⑦が緊密に結びついていること、

さらに④の贈答も含めて「十六夜日記」の題号と関わりがあり、

阿仏が自ら命名したものとのかとの指摘がある。

注17、岩佐美代子「大宮院権中納言―若き日の従二位為子―」（『和

歌文学新論』一九八二・五 明治書院）

注18、小屋洋子「従二位為子年譜考」（『立教大学日本文学』一九六

七・六）・小原幹雄「藤原為子年譜小考」（『島大國文』一九八〇・

九）及び注17の論考などにすでに指摘されたことであるが、『伊

達本古今集』の為兼の永仁二年八月四日付奥書に「去文永九年秋

比、藤大納言典侍相共伝受三代集、於戸部禪門之時数カ月連々同

宿重々不審事等問答之時」とあり、『為兼卿記』乾元二年八月廿

八日条に「藤大納言典侍殿被祇候 兩人同時文永之比令伝受之趣

被申之」ともあって、この姉弟が為家の山荘に出入りし、為家に

和歌の指導を受けていたことが窺われる。

注19、井上宗雄『鎌倉時代歌人伝の研究』（一九九七、三 風間書

房）第三章など。

注20、「続古今和歌集竟宴和歌」（群書類従）参照。また、佐藤恒雄

「続古今集竟宴をめぐる―資季卿記・資平卿記の紹介と二三の

問題―」（『和歌文学研究』一九七〇・七）に紹介された「資季卿

記」の記事に、「頭源宰相持参女房歌大宮院権中納言為子為兼卿、同中納言為子、と
光徳入道公、一首短歌集、一首白梅集也」とある。

注21、『建長八年百首歌合とその研究』（未刊国文資料 一九七一・

一二）付録の「建長七年頭朝家統千首歌」佚文集成にも『夫木抄』

の一首以外は見えない。

注22、注21の「建長七年頭朝家統千首歌」の作者注記では、大宮院

権中納言を藤原雅平の女とする。注17の岩佐氏の論考にもある如

く、大宮院権中納言と呼ばれた女性には、もう一人雅平女があり、

この女性と為子が混乱されてきた。しかし、雅平は弘安元年（一

二七八）九月二日に五〇歳で卒（公卿補任）しているから、寛喜

二年（一二三〇）生れ。為教よりさらに三歳若い。その娘となる

と、「建長七年頭朝家統千首歌」の作者としてはさらに可能性が

薄い。岩佐氏の言われるように、雅平女が「大宮院権中納言」と

呼ばれたのは、為子より後だったのではないか。

注23、長崎健・浜中修『阿仏尼』（日本の作家 一九九六・二 新

典社）や井上宗雄『鎌倉時代歌人伝の研究』第三章（一九九七・

三 風間書房）などに指摘がある如く、「安嘉門院四条五百首」

の内、新日吉社百首に「ききのこし見のこす事もあらかしむそ

ぢの夢の暁のかね」（387）の一首が見られることから、弘安四年

（一二八一）六〇歳前後と考えられる。したがって、弘安二年に

は六〇歳弱か。

注24、村田正志「京極為兼と玉葉和歌集の成立」(『古典の新研究』)。

この文書に類似した逸話が「延慶両卿訴陳状」にも記されている。

注25、樋口芳麻呂『平安・鎌倉時代散佚物語の研究』(一九八二・

二 ひとく書房)

注26、石田吉貞『藤原定家の研究』(一九五三・三 文雅堂書店)第

一章。

注27、為忠周辺については、井上宗雄『平安後期歌人伝の研究』

(一九七八・一〇) 第三章。

注28、大塚実忠「法華滅罪寺中興 聖恵房慈善」(『日本仏教』一九

六八・七)

注29、注19『鎌倉時代歌人伝の研究』第二章参照。

注30、細川涼一『女の中世』(一九八九 日本エディタースクール

出版)

注31、注10参照。

注32、拙稿「式乾門院御匣について」(『岐阜教育大学国語国文学』

一九九八・三)